

令和7年度 那覇市立教育研究所清掃業務委託仕様書

(総則)

- 1 本仕様書において、那覇市立教育研究所清掃業務（以下「清掃業務」という。）の仕様を定める。

清掃業務は、建築物環境衛生基準及びこの仕様書、関係法令等に基づき当該建築物内の清潔の保持に努め、清掃によって生じた廃棄物を適切に処理するものとする。

(清掃場所)

- 2 清掃業務を実施する場所は次のとおりとする。

所在地：那覇市字大道 146-1

施設名：那覇市立教育研究所

(委託期間)

- 3 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(清掃時間)

- 4 清掃は、原則として土日祝祭日等庁舎閉庁日を除いた月曜日から金曜日の午前9時から12時までにおこなう。

(清掃作業員)

- 5 清掃作業員は、作業員であることが確認できるよう名札を着用し、作業に支障のでない服装でなければならない。

(現場責任者)

- 6 清掃作業員の中から現場責任者を1人随時定め、清掃作業員の勤務時間を厳守させ、清掃作業員の怠慢等により業務に支障をきたさないよう監督するものとする。

(清掃業務の内容)

- 7 日常清掃は次のとおりとし、委託者の指示を受けるものとする。

(1) 各場所共通作業

- ① ウレタン樹脂塗装面は、自在箒又は掃除機で塵を払い水拭きをする。汚れが著しい場合は、洗剤を用いて汚れを除去する。
- ② 金属部分は、常に光沢を失わないよう磨きあげるものとする。
- ③ ごみ入れについては、適正な処理を行ない、窓枠、壁回り、来所者等に不快感を与えないように清潔にする。
- ④ ごみは収集し、指定された場所へ出すものとする。

(2) トイレ及び手洗い台の清掃

- ①床はごみを除去し水拭きし、乾いたモップで水分を拭き取るものとする。汚れの程度に応じて洗剤等を用い汚れを除去する。
- ②衛生陶器、手洗い台及び鏡は、洗剤等を用い汚れを除去し常に清潔にする。
- ③トイレトペーパーは、常時補給するものとする。
- ④トイレの汚水管が詰まった場合は、通水カップ(スポイト)等を用い委託者の立会いのもとで可能な範囲で応急処置する。

(3) 研修会場の清掃は各場所共通作業のとおりとし、原則として毎週金曜日に行う。ただし、臨時に研修会場を利用し、汚れ等が目立つ際には臨時に清掃を行うものとする。

期間中 50 回程度。 研修会会場面積 約 96 m²

(4) ガラス拭き

- ① 窓ガラスは月 1 回磨くものとする。ただし、暴風雨のため窓ガラスに汚れが生じた場合は、その都度ガラスを拭くものとする。
- ② ガラスは洗剤等を用いて磨きあげ、乾いた布で拭き、アルミサッシは常に清潔にする。
- ③ 玄関前窓ガラスは毎日拭く。

(報告書等)

- 8 現場責任者は日常清掃作業報告書を提出する。報告書は清掃日、清掃従事者、作業箇所、作業内容等を記入するものとする。

(協議)

- 9 この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの仕様書に定めていることについて疑義が生じたときは、双方協議のうえ定める。